



POLICE Information

熊本県少年保護育成条例が一部改正されます

近年、少年が自分の裸体をスマートフォン等で撮影させられて、その画像をメール等で送られる被害(通称「自画撮り被害」)が増加して社会問題になっています。

そこで、同種被害を防止するために熊本県少年保護育成条例が改正され、平成31年4月1日から施行されます。

1 児童ポルノ等画像の要求行為の禁止に関する改正内容

少年自身の児童ポルノ等画像を提供するよう当該少年に求める行為で、次に掲げる状況・態様で行われるものを禁止します。

- 少年に拒まれたにもかかわらず求める
- 少年に威迫し、欺き、または困惑させる方法により求める
- 少年に対し対償(金品等)を供与し、またはその供与の約束をする方法により求める

2 罰則

違反した場合には30万円以下の罰金に処せられます。



〈問い合わせ〉 高森警察署 Tel (62) 0110

なんでも

南部分署

春季全国火災予防運動

(3月1日～7日)

全国統一防火標語

「忘れてない?」

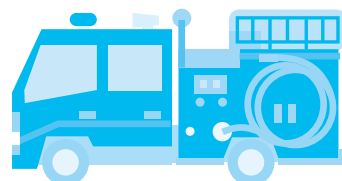
サイフにスマホに 火の確認

春先のこの時期は空気が乾燥し風も強く、ひとたび火災が発生すると大火災になる恐れがありますので火の元には十分注意してください。
また、火災で亡くなる人の多くは逃げ遅れです。逃げ遅れを防ぐためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器について

平成20年6月1日から設置が義務付けられ、10年が経過し電池切れの恐れがあります。定期的に作動確認をしましょう。

住宅用火災警報器の点検方法



〈問い合わせ〉 阿蘇広域行政事務組合 消防本部 南部分署 TEL (62) 9034 火事・救急 119